

○移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領

新	旧
<p>平成19年1月31日 国自技第200号 改正 平成26年3月18日 国自技第211号 平成27年2月26日 国自技第168号 令和3年4月1日 <u>国自基第186号</u> <u>国自旅第513号</u></p>	<p>平成19年1月31日 国自技第200号 改正 平成26年3月18日 国自技第211号 平成27年2月26日 国自技第168号</p>
<p>第1 適用 <u>「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」</u>(平成18年国土交通省令第111号。以下「移動円滑化基準」という。)第43条及び同省令附則第3条の規定に基づき、地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。</p>	<p>第1 適用 <u>「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」</u>(平成18年国土交通省令第111号。以下「移動円滑化基準」という。)第43条及び同省令附則第3条の規定に基づき、地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。</p>
<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p>第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車 (略) (2) 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車(注2) <u>なお、空港等アクセスバスのうち、空港を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車(以下「空港アクセスバス」という。)</u>に係る基準適用除外の認定の申請を行う場合(高速バス又は定期観光バスとして基準適用除外の認定を受けている場合において、新たに空港アクセスバスとして基準適用除外の認定を受ける場合を含む。)においては、別途「<u>空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いについて</u>」(以下「<u>空港アクセスバス認定取扱い</u>」という。)の要件を満たすことが必要にな</p>	<p>第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車 (略) (2) 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車(注2)</p>

<p><u>る場合があるので、申請に当たって留意されたい。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 申請書及び添付資料</p> <p>1 基準適用除外の<u>認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準適用除外認定申請書に別表の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6～第10 (略)</p> <p>第11 その他 (略)</p> <p>注4 適用除外される基準として次の条文が想定される。 第37条第2項、第38条第1項、<u>第39条、第40条、第41条</u></p> <p>注5 (略)</p> <p>注6 適用除外される条文として次の条文が想定される。 第37条第2項、第38条第1項、<u>第39条、第40条、第41条</u></p> <p>附則 この改正は、平成27年2月26日から施行する。 <u>この改正は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(3)～(6) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 申請書及び添付資料</p> <p>1 基準適用除外の<u>認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準適用除外認定申請書に別表の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6～第10 (略)</p> <p>第11 その他 (略)</p> <p>注4 適用除外される基準として次の条文が想定される。 第37条第2項、第38条第1項、<u>第39条から第41条</u></p> <p>注5 (略)</p> <p>注6 適用除外される条文として次の条文が想定される。 第37条第2項、第38条第1項、<u>第39条から第41条</u></p> <p>附則 この改正は、平成27年2月26日から施行する。</p>
--	---

第1号様式（第5関係）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(削る)
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (4) 認定を必要とする理由については、「空港アクセスバスとして使用する」等、使用の条件を含めて記載する。
- (5) 一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (6) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第2号様式（第5関係）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(削る)
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式（第8関係）、参考（第8関係） （略）

別表 添付資料一覧表

備考 ○は、提出を必要とする書面を示す。

第3第2号に掲げる自動車のうち、空港アクセスバスについては「空港アクセスバス認定取扱い」で規定するところにより提出が必要になる資料も併せて提出すること。

第1号様式（第5関係）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (6) 一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (7) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第2号様式（第5関係）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式（第8関係）、参考（第8関係） （略）

別表 添付資料一覧表

備考 ○は、提出を必要とする書面を示す。